

令和 8 年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧

事業区分		対象経費	基準額
ア 対面相談事業	相談会（個別・総合）の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	事業実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料	1 団体に つき 80 万 円未満
イ 電話・SNS 相談事業	電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営（従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業を含む）		
ウ 人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO 法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とする自殺対策に関わる人材養成（ <u>ゲートキーパー養成を除く</u> ） ・上記実施に係る相談員・指導員・講師の養成		
エ 若年層対策事業（※）	・若年層向けの対面相談、電話・SNS 相談、人材養成、普及啓発（周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）の各事業 ・「SOS の出し方に関する教育」を主たる目的とした事業		
オ ゲートキーパー養成事業	同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、行政機関や各地域におけるゲートキーパー養成に係る取組の促進		

※ 「若年層」の定義については、「40 歳未満」の者とする。

ただし、中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者に対しても事業を実施する場合は、その保護者が 40 歳以上であっても本事業の補助対象とする。

なお、実施要綱のとおり、児童生徒のみを対象とする対面相談及び電話・SNS 相談事業は、補助対象としない。